

経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔	日時	令和 6 年 8 月 21 日 (水)	〕
		午前 10 時	
	場所	第二委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 2 八戸北インター第 2 工業団地調整池工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 3 新産業団地整備・開発推進事業の令和 6 年度 9 月補正予算について
- 4 自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について
- 5 八戸市体育施設整備に関する基本方針の改定について
- 6 八戸市魚市場における委託手数料等について
- 7 第三魚市場荷捌き所 A 棟改修工事について
- 8 産学金官の連携による陸上養殖事業の実施について

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する 条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等の対象となる施設に特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設を加えるとともに、その他規定の整備をするもの。

2 改正の内容

固定資産税の課税免除等を行う対象施設の拡充

【現行】

・ 特定業務施設

⇒

【改正案】

・ 特定業務施設

・ 特定業務児童福祉施設（特定業務施設の新設と併せて整備される場合）

3 施行期日

公布の日

（参考）

「八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例」の概略

地域再生法に基づき、市内の地方活力向上地域内に本社機能（特定業務施設）を設置した場合における当該施設等に対する固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるもの。

地域再生法に基づく地方拠点強化税制について

1 地方拠点強化税制の概要

東京一極集中の是正や企業の地方拠点強化の推進のため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づく事業を行った事業者に対して、税制等の支援措置を講ずるもの

2 対象事業者

本社機能を (特定業務施設)	$\left\{ \begin{array}{l} \text{東京23区から地方に移転する} \\ \text{東京23区以外から地方に移転する} \\ \text{地方で拡充する} \end{array} \right\}$	事業者
-------------------	--	-----

※本社機能（特定業務施設）とは、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するもの

- ① 事務所であって、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの
 - ア 調査及び企画部門
 - イ 情報処理部門
 - ウ 研究開発部門
 - エ 国際事業部門
 - オ その他管理業務部門
 - カ 商業事業部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）
 - キ 情報サービス事業部門
 - ク サービス事業部門（アからオまでに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。）
- ② 研究開発において重要な役割を担う研究所
- ③ 人材育成において重要な役割を担う研修所

3 主な特例措置の内容

- (1) 特定業務施設の新設又は増設並びに特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設に関する課税の特例（オフィス減税）
- (2) 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）
- (3) 地方税（事業税、不動産取得税及び固定資産税）の課税免除又は不均一課税
- (4) デジタル田園都市国家構想交付金における弾力化措置

4 令和6年度改正による変更点のうち条例改正関係分の抜粋

- ・本社機能（特定業務施設）の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設を固定資産税の課税免除等の対象に追加
- ・地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長（令和8年3月31日まで）

※令和6年6月議会で改正済み

八戸北インター第2工業団地調整池工事請負の一部変更契約の 締結をすることの専決処分について

1. 工 事 名

八戸北インター第2工業団地調整池工事

2. 契 約 者

北日本海事・小幡特定建設工事共同企業体

3. 専決処分の理由

工事期間に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項に基づき専決処分したもの

4. 工事期間

変更前 令和4年9月28日から令和6年10月31日まで

変更後 令和4年9月28日から令和7年 3月31日まで
151日間延長

5. 主な変更理由

洪水吐構造物の周辺及び直下の土質が当初の想定より軟弱地盤であることが判明し、掘削工法の再検討及び補助工法の選定に不測の日数を要したため。

6. 処分年月日

令和6年7月16日

新産業団地整備・開発推進事業の 令和6年度9月補正予算について

1. 対象となる主な工事

八戸北インター第2工業団地調整池工事…①

八戸北インター第2工業団地造成工事 …②

2. 補正予算の内容

①一般会計（継続費）

変更前 550,700千円（R4年度～6年度）

変更後 866,500千円（R4年度～7年度）

増減額 315,800千円増額（R7年度年割額）

②特別会計（継続費）

変更前 3,863,300千円（R3年度～6年度）

変更後 4,849,700千円（ 〃 ）

増減額 986,400千円増額（R6年度年割額）

R6年度補正額 911,700千円増額（水道工事負担金74,700千円減額）

3. 補正予算の主な理由

①洪水吐構造物の周辺及び直下の土質において、当初の想定より軟弱であることが判明したことから、掘削による土砂・湧水流入や軟弱地盤対策として、土留工及び地盤改良工等の増工並びに工期延長が必要となるため。

（別紙図1・2参照）

②造成工事の施工において、全て区域内の土を使用しているが、当初の想定よりも体積減少が大きくなる見込みから、安定処理盛土における施工量及び固化材使用量が増となるため。

また、物価や賃金等の急激な変動に伴い、受注者から契約約款に基づく、インフレスライド及び単品スライドの請求がなされたため。

図 1

八戸北インター第2工業団地 令和6年度9月補正 工事施工箇所図

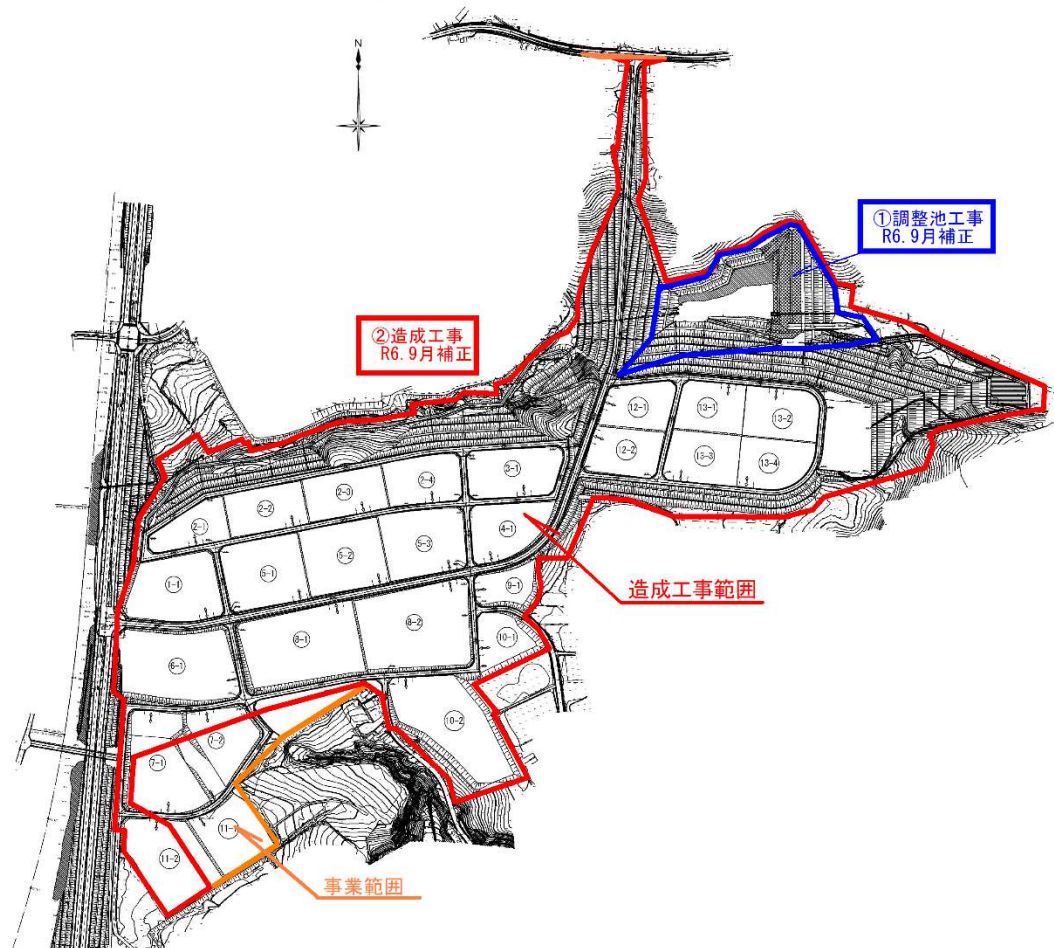
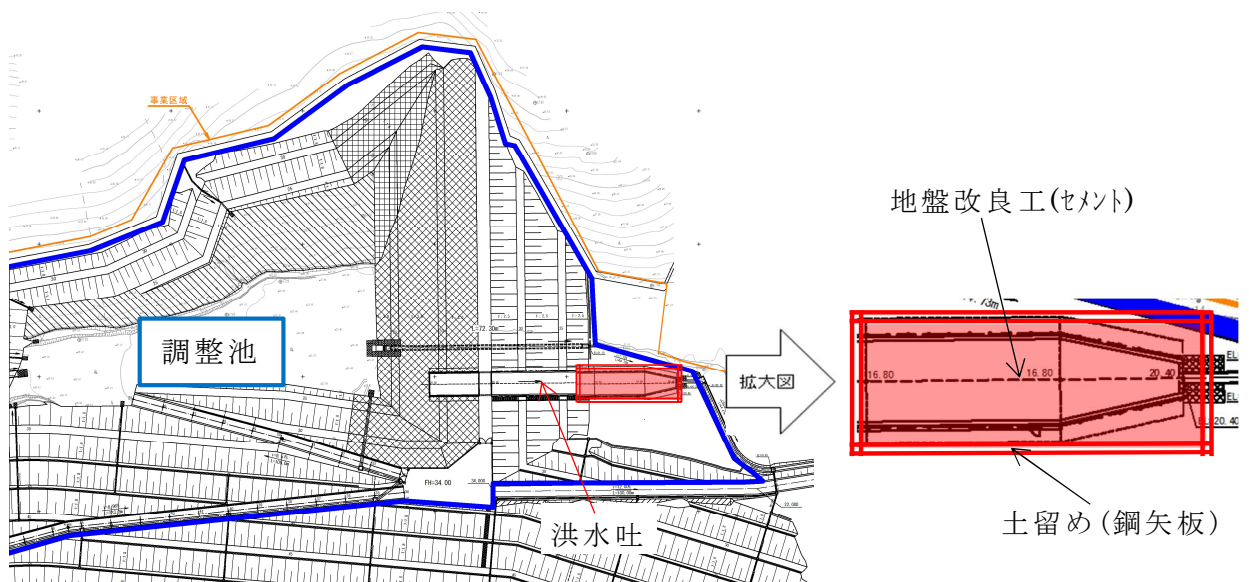


図 2



自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

1. 事故発生日時 令和6年5月17日（金）午後2時30分頃
2. 発 生 場 所 八戸市鮫町字鮫86番地1（蕪島物産販売施設「かぶーにゃ」駐車場）



3. 損 害 物 相手方：車両左側後方3か所損傷
4. 事故発生状況 観光課が蕪島物産販売施設「かぶーにゃ」駐車場出入口付近に設置していた、駐車場誘導看板が暴風により倒れ、駐車場に停車していた相手方の自動車に接触し損傷させたもの。

【事故発生状況図】



5. 損 害 賠 償 額 11,000円
6. 専決処分月日 令和6年7月29日

八戸市体育施設整備に関する基本方針の改定について

1 八戸市体育施設整備に関する基本方針の概要

(1) 策定年月日 平成31年3月29日

(2) 策定の目的 体育施設を総合的、かつ、計画的に管理するため

(3) 基本方針の概要

- ・基本方針1 八戸市体育館の建て替えに向けた基本構想を早期に策定する。
- ・基本方針2 市民が安全に利用できるよう予防保全の実施と長寿命化を図る。
- ・基本方針3 既存施設の有効活用・統廃合による総量の維持・適正化を図る。
- ・基本方針4 市民のニーズや時代に適合するような施設の質の向上を図る。
- ・基本方針5 スポーツによるまちづくりの視点による施設整備の推進を図る。
- ・基本方針6 長根公園内の体育施設の移転を見直して公園の整備を行う。

(4) 各施設の管理に関する基本方針の主なもの

①長根公園

・八戸市体育館

既存施設を使用しながら、公園内の別な場所に建て替えを行う。また、建て替えの際は、他の体育施設の機能集約を検討する。

・武道館

他都市を例に建て替え後の体育館への機能集約を検討する。また、オリンピックメダリストの顕彰方法については別途検討する。

・水泳プール

継続利用を基本とするが、体育館の建て替えにあわせて移築又は機能集約を検討する。

・スポーツ研修センター

既存プールの継続利用の間は同施設も継続して利用するが、長根屋内スケート場内に会議室機能があり、スポーツ研修センターの機能を補完できるため、プールが移築又は機能集約される場合は、それにあわせて廃止を検討する。

②東運動公園

- ・ 東体育館

指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行う。また、改修する際は、冷房設備の導入やバリアフリーへの対応を検討する。

③南部山健康運動センター

- ・ 体育館

指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行う。また、改修する際は、冷房設備の導入やバリアフリーへの対応を検討する。

- ・ 温水プール

プールの事故は、生命に関わる重大な事故につながる恐れがあるため、体育施設の中でも維持管理に特に配慮する。

④新井田公園

- ・ 新井田公園テニスコート

人工芝コートへの改修を検討し、機能の向上に努める。

⑤南郷体育施設

- ・ 南郷体育館

指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行う。また、改修する際は、冷房設備の導入やバリアフリーへの対応を検討する。

- ・ 南郷屋内温水プール

プールの事故は、生命に関わる重大な事故につながる恐れがあるため、体育施設の中でも維持管理に特に配慮する。

2 改定の理由

令和4年11月に、八戸市体育館の建て替えに関する基本的な考え方をまとめた「八戸市体育館の建て替えに関する基本構想」を策定、また、令和6年2月には、基本構想で規定した建て替えに関する基本的な考え方に基づき、「八戸市体育館の建て替えに関する基本計画」を策定しており、その内容との整合性を図るため、主に体育館及びプールの整備に関する基本方針について、所要の改定を行うもの

- ・参考１：市内体育館の利用者数の推移及び令和５年度の利用率

利用者数（単位 人）及び利用率（単位 %）

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	利用率
八戸市体育館	177,753	107,363	102,813	135,585	165,105	85.8
東体育館	130,847	70,816	68,020	93,842	109,134	80.8
南部山体育館	92,382	58,375	51,155	67,100	83,640	78.2
南郷体育館	25,852	18,070	13,622	20,515	26,172	67.7

- ・参考２：市内水泳プールの利用者数の推移

利用者数（単位 人）

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
長根公園水泳プール	7,836	6,859	7,570	4,930	9,936
南部山温水プール	27,051	19,070	16,707	19,029	23,217
南郷屋内温水プール	28,016	18,616	17,716	21,750	28,215

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和６年８月２０日	第１回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・体育施設の利用状況に関する意見聴取
令和６年９月～１０月	スポーツ競技団体等に対する意見聴取
令和６年１１月２０日	第２回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・基本方針の改定（案）に関する諮問・審議
令和６年１１月～１２月	・パブリックコメント
令和６年１２月下旬	第３回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・基本方針の改定（案）に関する審議
令和７年２月中旬	第４回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・基本方針の改定（案）に関する審議・答申
令和７年２月下旬	・基本方針の改定

4 八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の概要

（１）職務

八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議をするとともに、体育施設の将来的な整備の方向性に関し必要な事項について調査及び検討並びにスポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について協議すること

(2) 組織

- ・会長 宮腰直幸 氏 (八戸工業大学 教授)
- ・副会長 米内正明 氏 (八戸市スポーツ協会 会長)
- ・委員 荒木興一 氏 (八戸市スポーツ少年団 本部長)
荒谷裕子 氏 (公募)
遠藤弘子 氏 (八戸商工会議所 女性会 理事)
木村浩哉 氏 (八戸学院大学 教授)
木村政和 氏 (八戸市中学校体育連盟 会長)
東山国男 氏 (八戸市身体障害者団体連合会 会長)
平間恵美 氏 (特定非営利活動法人はちのへ未来ネット 代表理事)
松橋崇史 氏 (拓殖大学 教授)

(3) 任期 2年 (令和6年8月20日～令和8年8月19日)

八戸市魚市場における委託手数料等について

地方卸売市場八戸市魚市場の卸売業務を担う株式会社八戸魚市場より、令和6年5月27日付けで、委託手数料率の引上げ並びに卸売場使用料率の引下げについての要望書が市に提出された。

これを受けて、市の附属機関である八戸市魚市場運営審議会に諮問し、委員による審議を行い、このほど意見集約が図られたもの。

1 要望内容

- ・生産者から卸売業者が収受する委託手数料率の引上げ
- ・卸売業者が市場開設者に支払う卸売場使用料率の引下げ

2 要望理由

卸売業務の健全経営のため、経営の合理化を進めるとともに、集荷増大に努め経営努力を重ねてきたものの、水揚げ数量の減少に加え、電気料金の高騰等による施設経費の負担増により、市場卸売部門は令和元年以降、赤字となっており、経営が非常に困難となっているため。

3 審議の経過

- 令和6年7月29日
- ・委託手数料率等の見直しについて諮問。
 - ・株式会社八戸魚市場より、経営状況のほか、経営改善策、委託手数料率の見直しによる経営シミュレーション等について説明。
 - ・市より、魚市場運営に係る収支概況、収支シミュレーションについて説明。
 - ・委員による審議
- 8月20日
- ・前回に引き続き審議を行い、次のとおり意見を集約。

区 分	現 行	意見集約の内容
委託手数料	卸売金額の100分の3以内	100分の4以内
卸売場使用料	鮮魚介類 卸売金額の1,000分の3.5 塩干冷凍魚介類 卸売金額の1,000分の2.5	・現行の料率を維持 ・別途経営支援策を講じること

4 今後のスケジュール

8月29日に八戸市魚市場運営審議会から答申がなされる予定であり、答申内容を踏まえ対応を検討する。

[illegible]

産学金官の連携による陸上養殖事業の実施について

1 事業の概要

国の交付金を活用して市内の遊休倉庫内に閉鎖循環式陸上養殖の設備一式を導入し、実施主体である民間企業と市、金融機関、教育機関等が連携してヒラメ及びマツカワガレイの陸上養殖に取り組み、水産業並びに飲食・観光等の関連産業の活性化を促し、地域の新たな経済循環を創出するもの。

2 活用する国の交付金

ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

3 交付決定額（国費）

1,250 万円（令和6年8月9日交付決定）

4 事業費

約 5,800 万円（養殖水槽、ろ過槽、加温冷却装置、非常用発電装置等の初期投資費用）

5 事業実施主体

嶋脇漁業株式会社

代 表 者：代表取締役社長 嶋脇文子

所 在 地：八戸市築港街一丁目3番地55

事業内容：沖合底曳網漁業、サンマ棒受網漁業、冷蔵倉庫業

6 連携して取り組む団体

	団体名	役割分担
1	青い森信用金庫	・融資による資金支援 ・経営面でのアドバイス、フォロー
2	学校法人八戸工業大学	・ICTを活用したデータ分析支援 ・コスト削減のための技術提案
3	公益社団法人 青森県栽培漁業振興協会	・種苗の供給
4	八戸市	・補助金による支援 ・関係者間の調整、水産アカデミーとの連携

※令和6年8月26日 五者による連携協定締結式を予定

7 事業スケジュール

令和6年10月上旬	陸上養殖設備の発注・設置作業開始
令和7年3月末	// 設置完了
4月以降	養殖事業開始